

◎新潟県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

三条市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三条都市計画下水道事業

(2) 名称 三条市公共下水道

3 事業施行期間

昭和55年3月4日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和55年新潟県告示第476号、昭和57年新潟県告示第529号、昭和61年新潟県告示第833号、昭和63年新潟県告示第2132号、平成8年新潟県告示第986号、平成15年新潟県告示第293号、平成22年新潟県告示第562号の事業地のうち、三条市新光字大坪を削る。

(2) 使用の部分

変更なし